5 工事現場における保安施設等の設置基準

 大阪市告示第356号

 平成19年3月30日

工事現場における保安施設等の設置基準

(目的)

1 この基準は、道路に関する工事の施行に際し、道路利用者に対し道路工事等(道路占用工事にかかわるものを含む。以下同じ。)に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、保安施設等の設置基準を定めるものとする。なお、この基準に定めのないものについては、建設工事公衆災害防止対策要綱[土木工事編](建設省経建発第1号 平成5年1月12日)の定めるところによるものとする。

(道路工事等の標示)

2 道路工事等を行う場合は、必要な標示板等を設置するほか、原則として使用区間の起終点に様式1-Aまたは様式1-Bに示す標示板を設置するものとする。なお、標示板の設置方法は参考(4)を参照。ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

(保安施設等の設置)

3 車両等の進入を防ぐ必要のある区域は保安柵等で囲み、カラーコーンや方向指示板等は原則として交通を誘導するために設置するものとする。なお、交通に対する危険の程度に応じて注意灯、回転灯等を併設すること。(参考(1)を参照)

(迂回路の標示)

4 道路工事等のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入り口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く)において、道路標識「まわり道」(120-A、120-B)等を設置するものとする。(参考(2)および参考(3)を参照)

なお、標示板の設置にあたっては、様式2を参考とするものとする。

(管理)

5 工事現場における保安施設等は、必要な強度を有し所定の位置に整然と設置して、修繕、 塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう対策を講じる ものとする。 (その他)

6 その他の保安施設の設置については、別紙参考図集等を参考に、現地の状況を充分考慮し設置することとする。

なお、参考図集以外の保安施設についても、建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところにより、創意工夫をして設置し安全の確保に努めること。

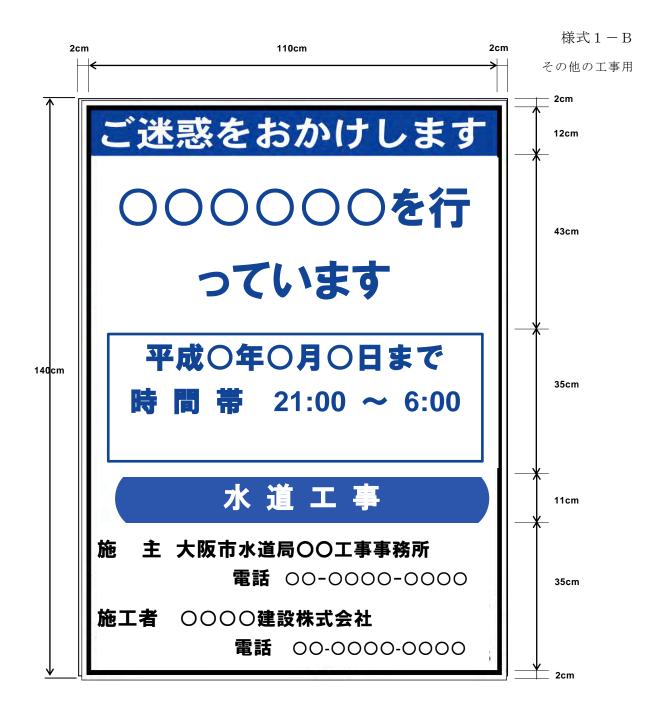
附則

この基準は平成19年4月1日から施行する。

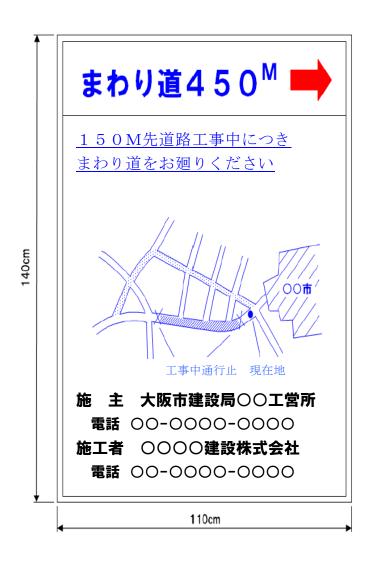




- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装補修工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
- (3) 警察協議書の番号は裏面にシール等を貼り付けて表示すること。
- (4) 材質は原則として鉄板(厚0.4mm以上)、生地は白色メラミン焼付けとする。



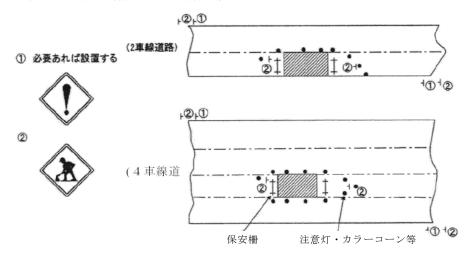
- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「水道工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
- (3) 警察署の許可番号および道路管理者の許可番号はそれぞれ裏面にシール等を貼り付けて表示すること。
- (4) 材質は原則として鉄板(厚0.4mm以上)、生地は白色メラミン焼付けとする。



- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

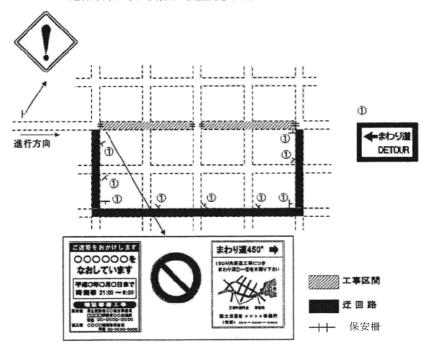
参考(1)車線の一部分が工事中の場合の標示例

掘削を伴う場合は原則として周囲を保安柵で囲うこと

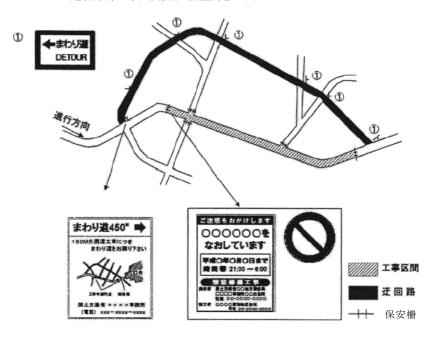


参考(2)工事中迂回路の標示例(市街部の場合) (進行方向に対する標識の設置例を示す)

参考(2)



参考(3)工事中迂回路の標示例(地方部の場合) (進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(4)設置方法の一例

120~130cm 110cm 横示板 100tl

参考(4)